

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年8月20日 10時13分ごろ
発生場所	広島県呉市音戸瀬戸 音戸灯台から真方位087° 200m付近 (概位 北緯34° 12.0′ 東経132° 32.3′)
事故の概要	貨物船第十五八幡丸は、南東進中、また、漁船潤好丸はかき筏2台をえい航して北進中、第十五八幡丸と潤好丸のかき筏1台とが衝突した。
事故調査の経過	令和3年8月26日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第十五八幡丸、498トン 143379、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、塩月海運有限会社、株式会社邑本興産 B 漁船 潤好丸、12トン HS2-3327（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B なし かき筏 1台に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 北流約2～4ノット (kn)
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、船長Aが、B船が音戸瀬戸（以下「本件水道」という。）を北進しているのをライブカメラにより認めた際、B船が小型船なので無難に左舷対左舷で通過できるものと思い、約7knの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により本件水道北口に向け南東進した。 船長Aは、B船を船首方至近に認めた後、B船が2台のかき筏をえい航していることに気付き、機関を後進にかけたものの、A船の船首部が、B船のかき筏1台と衝突した。 船長Aは、衝突直前まで、B船がかき筏をえい航していることに気付いていなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、本件水道を、かき筏2台をえい航中、かき筏が潮流で右方に圧流されて、本件水道の中央より左寄り

	<p>を約5knの速力で手動操舵により北進した。</p> <p>船長Bは、これまでは他船が、かき筏をえい航中のB船が本件水道を通過するまで待機していたので、本事故時も待機してくれると思っていた。</p> <p>船長Bは、針路及び速力を保持して航行中、左舷船首方から接近するA船に気付いて右舵を取ったものの、B船のかき筏1台がA船と衝突した。</p>
分析	<p>A船は、本件水道北口に向け南東進中、船長Aが、B船がかき筏をえい航していることに気付かず、小型船であるB船を本件水道内でも左舷対左舷で通航できると思い、航行を続けていたことから、B船のかき筏に衝突したのと考えられる。</p> <p>船長Aは、衝突直前まで、B船がかき筏をえい航していることに気付いていなかったことから、小型船であるB船を本件水道内でも左舷対左舷で通航できると思い、航行を続けていたのと考えられる。</p> <p>B船は、本件水道を北進中、船長Bが、かき筏が潮流で右方に圧流されて航行中のB船を、本件水道を通過するまで他船が待機してくれると思い、本件水道の中央より左寄りで航行を続けていたことから、えい航中のかき筏がA船と衝突したのと考えられる。</p> <p>船長Bは、これまでは他船が、かき筏をえい航中のB船が本件水道を通過するまで待機していたことから、本事故時も待機してくれると思っていたのと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が本件水道北口に向け南東進中、B船が本件水道を北進中、船長Aが、かき筏をえい航しているB船に気付かず、小型船であるB船を本件水道内でも左舷対左舷で通航できると思い、航行を続け、また、船長Bが、かき筏が潮流で右方に圧流されて航行中のB船を、本件水道を通過するまで他船が待機してくれると思い、本件水道の中央より左寄りで航行を続けたため、A船とえい航中のかき筏が衝突したのと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、本件水道を南進するときは、水道内の見通しが十分にきく北方沖からの針路をとり、同水道内に安全に通過できない船舶等を認めた場合は、同水道北口沖の広い海域で待機すること。 ・船長は、本件水道を、かき筏をえい航して航行する際は、潮流を考慮して右寄りを航行できる時間帯に航行すること。